

J-クレジット制度の概要

J-クレジット制度の概要

J-クレジット制度

クレジット活用者

低炭素社会
実行計画
への活用

カーボン・
オフセット
への活用

温対法
への活用

省エネ法
への活用



プロジェクト
実施者

プロジェクト登録申請
認証申請

国

クレジット



運営委員会

認証委員会

J-クレジット制度参加者のメリット

プロジェクト実施者

- ① 温室効果ガス排出削減、省エネルギー対策の実施
- ② ランニングコストの低減効果＋クレジット売却益
- ③ 森林吸収対策や、エネルギー起源CO2以外の温室効果ガス削減の取組も可能。
- ④ PR効果(地球温暖化対策への積極的な取組)

クレジット活用者

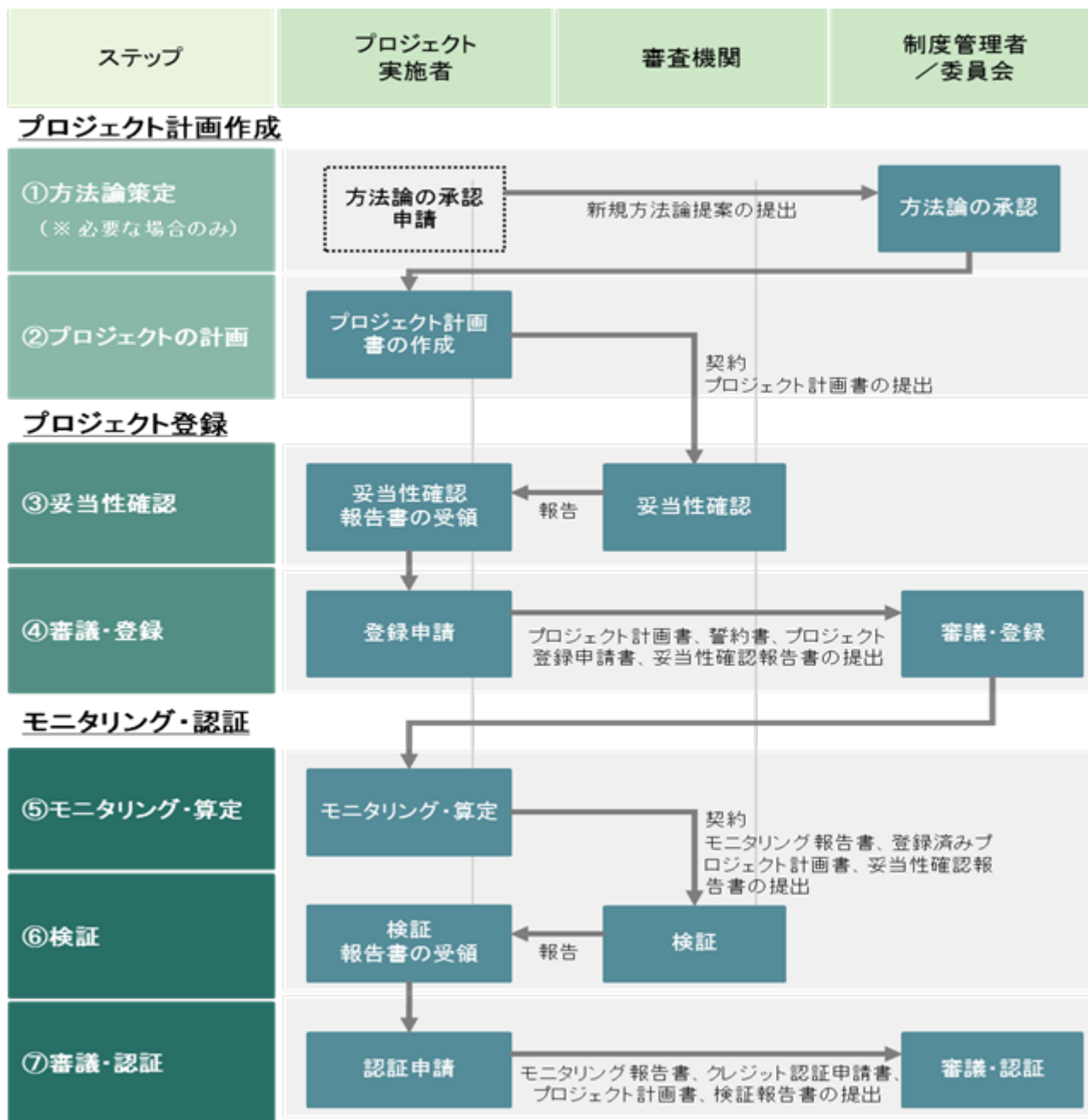
- ① 低炭素社会実行計画の目標達成
- ② カーボン・オフセット、CSR活動環境・地域貢献)等
- ③ 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告
- ④ 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告

省エネ設備等サプライヤー(※)

- 顧客サービスにおける付加価値の提供

※省エネ設備等のサプライヤー：省エネ設備等のメーカー、同販売代理店、エンジニアリング会社、エネルギー供給事業者、ESCO事業者、リース会社、銀行 等

J-クレジット制度における手順の流れ



プロジェクト実施者

- プロジェクト実施者の対象に制限は設けない。
※国内クレジット制度においては、自主行動計画に参加していないことを条件としていた。
- ただし、低炭素社会実行計画に参加している企業がプロジェクト実施者になった場合は、そのプロジェクトから創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成には使えない。

- **運営委員会**

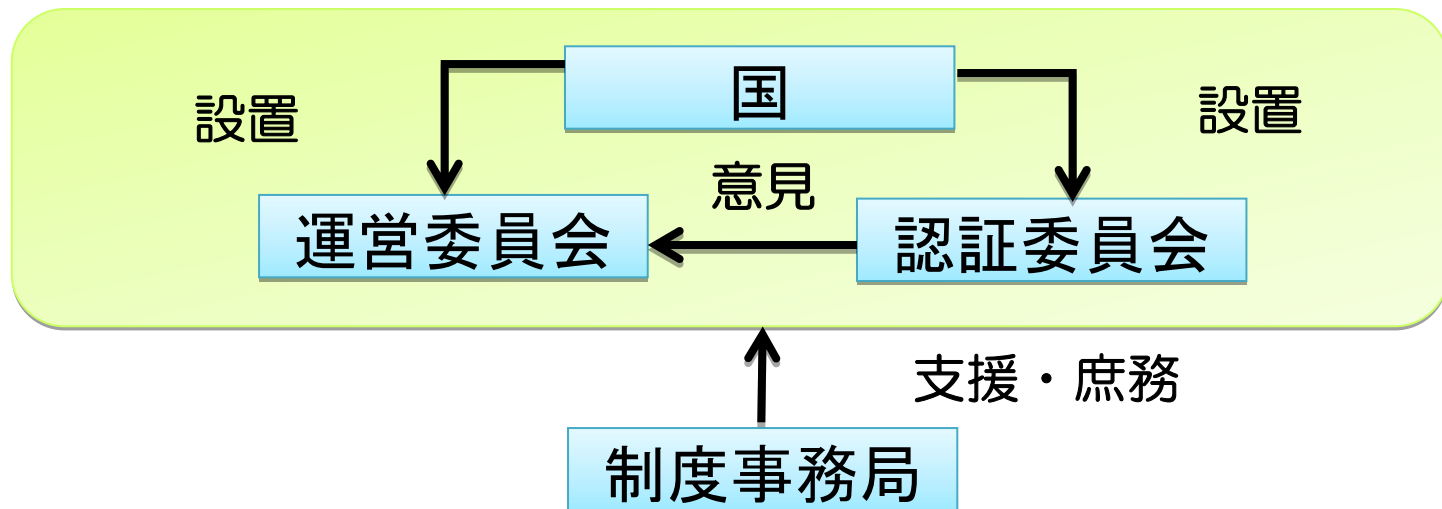
制度文書の決定・改廃に関する審議

地域版J-クレジットスキームの承認に関する審議 等

- **認証委員会**

プロジェクト登録に関する審議

認証に関する審議 等



審査機関

妥当性確認及び検証を実施する機関の総称

※妥当性確認：プロジェクト登録に先だって実施される審査。

※検証：認証に先だって実施される審査。

登録要件

✓ ISO 14065認定を取得していること。

※ISO14065認定の認定分野^注ごとに妥当性確認・検証を行うことができる方法論が決められているので注意が必要。

注：ここでの「認定分野」は、妥当性確認・検証の対象となる、削減（再生エネルギー、工業プロセス等）や吸収などの分野のことをいう。

審査機関一覧(平成25年6月末時点)

機関名	妥当性確認					検証				
	対象方法論					対象方法論				
	EN	IN	AG	WA	FO	EN	IN	AG	WA	FO
株式会社トーマツ審査評価機構	◎	●	●	●		◎	●	●	●	
ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社(PJRCDM)	◎					◎				
日本海事検定キューエイ株式会社	◎					◎				
一般社団法人 日本能率協会(JMA) 地球温暖化対策センター	△				◎	◎				△
株式会社 JACO CDM	◎			●	◎	◎			●	◎
ロイドレジスター クオリティアシュアランス リミテッド ジャパン(LRQAジャパン)	◎	●		●		◎	●		●	
SGSジャパン株式会社 認証サービス事業部	◎	●	●	●	△	◎	●	●	●	◎
ビューローベリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部	△	●	●	●		◎	●	●	●	
一般財団法人 日本品質保証機構	△	●		●	◎	◎	●		●	◎
株式会社日本スマートエナジー	◎					◎				

◎ ISO14065認定取得

○ 審査機関の暫定登録①(実施要項4.5①):申請日から2年以内

● 審査機関の暫定登録(実施要項4.5②):登録された機関が1機関未満の認定分野(森林のみ3機関未満)の場合

△ 暫定的な認定分野の特例:当分の間

EN:省エネルギー等、再生可能エネルギー

IN:工業プロセス

AG:農業

WA:廃棄物

FO:森林

・プロジェクト

温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガス吸収量の増大をもたらす活動のこと。

登録要件

- ① 日本国内で実施されること。
- ② 2013年4月1日以降に開始されたものであること。
- ③ 追加性を有すること。
※原則として、設備の投資回収年数が3年以上かどうかで追加性の有無を判断。
※その他、方法論によっては以下のような追加性の判断基準が示されている。
 - ・ プロジェクト実施後にランニングコストが上昇するかどうか。
 - ・ 一般慣行障壁
 - ・ 追加性の有無の判断を不要とする(ポジティブリスト)もの。
- ④ 方法論に基づいて実施されること。
- ⑤ 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること。
- ⑥ (吸収プロジェクトのみ)永続性担保措置を取ること。
- ⑦ その他本制度の定める事項に合致していること。

・方法論

排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法を規定したもの。

方法論の分類

- **エネルギー分野 (EN)**
 - ✓ **省エネルギー等分野 (EN-S)**
化石燃料の使用を抑えること等によりエネルギー由来CO₂を削減する分野。
 - ✓ **再生可能エネルギー分野 (EN-R)**
化石燃料を再生可能エネルギーに代替することによりエネルギー由来CO₂を削減する分野。
- **工業プロセス分野 (IN)**
工業プロセスにおける化学的又は物理的変化により排出される温室効果ガスを削減する分野。
- **農業分野 (AG)**
農業分野において排出される家畜由来又は農地由来の温室効果ガスを削減する分野。
- **廃棄物分野 (WA)**
廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスを削減する分野。
- **森林分野 (FO)**
森林施業の実施により温室効果ガスを吸収する分野。

基本的な考え方

ベースライン排出量とプロジェクト実施後排出量との差が排出削減量となる



方法論一覧①

現在、56の方法論を承認(平成25年6月末時点)。

▶内訳:省エネルギー等37、再生可能エネルギー9、工業プロセス4、農業3、廃棄物1、森林2

分類	方法論名称
省エネルギー等	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	工業炉の更新
	空調設備の導入
	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
	照明設備の導入
	コジェネレーションの導入
	変圧器の更新
	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え
	未利用廃熱の発電利用
	未利用廃熱の熱源利用
	電気自動車の導入
	ITを活用したプロパンガスの配送効率化
	ITを活用した検針活動の削減
	自動販売機の導入
	冷凍・冷蔵設備の導入
	ロールアイロナーの更新
	電動船舶への更新
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替
	ポンプ・ファン類の更新
	電動式建設機械・産業車両への更新
	生産機械(工作機械、プレス機械又は射出成型機)の更新
	ドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用
テレビジョン受信機の更新	

方法論一覧②

分類	方法論名称
省エネルギー等	自家用発電機の更新
	乾燥設備の更新
	屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減
	ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新
	天然ガス自動車の導入
	印刷機の導入
	サーバー設備の更新
	節水型水まわり住宅設備の導入
	外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化
	エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用
	海上コンテナの陸上輸送の効率化
	下水汚泥脱水機の更新による汚泥処理プロセスに用いる化石燃料消費削減 共同配送への変更
再生可能エネルギー	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
	再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入
	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替
	バイオマス固形燃料(下水汚泥由来バイオマス固形燃料)による化石燃料又は系統電力の代替
	水力発電設備の導入
	バイオガス(嫌気性発酵によるメタンガス)による化石燃料又は系統電力の代替
工業プロセス	風力発電設備の導入
	再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入
	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
	麻酔用N ₂ Oガス回収・分解システムの導入 液晶TFTアレイ工程におけるSF ₆ からCOF ₂ への使用ガス代替 温室効果ガス不使用絶縁開閉装置等の導入

方法論一覧③

分類	方法論名称
農業	豚への低タンパク配合飼料の給餌 家畜排せつ物管理方法の変更 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料の投入
廃棄物	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減
森林	森林経営活動 植林活動

J-クレジットの用途について

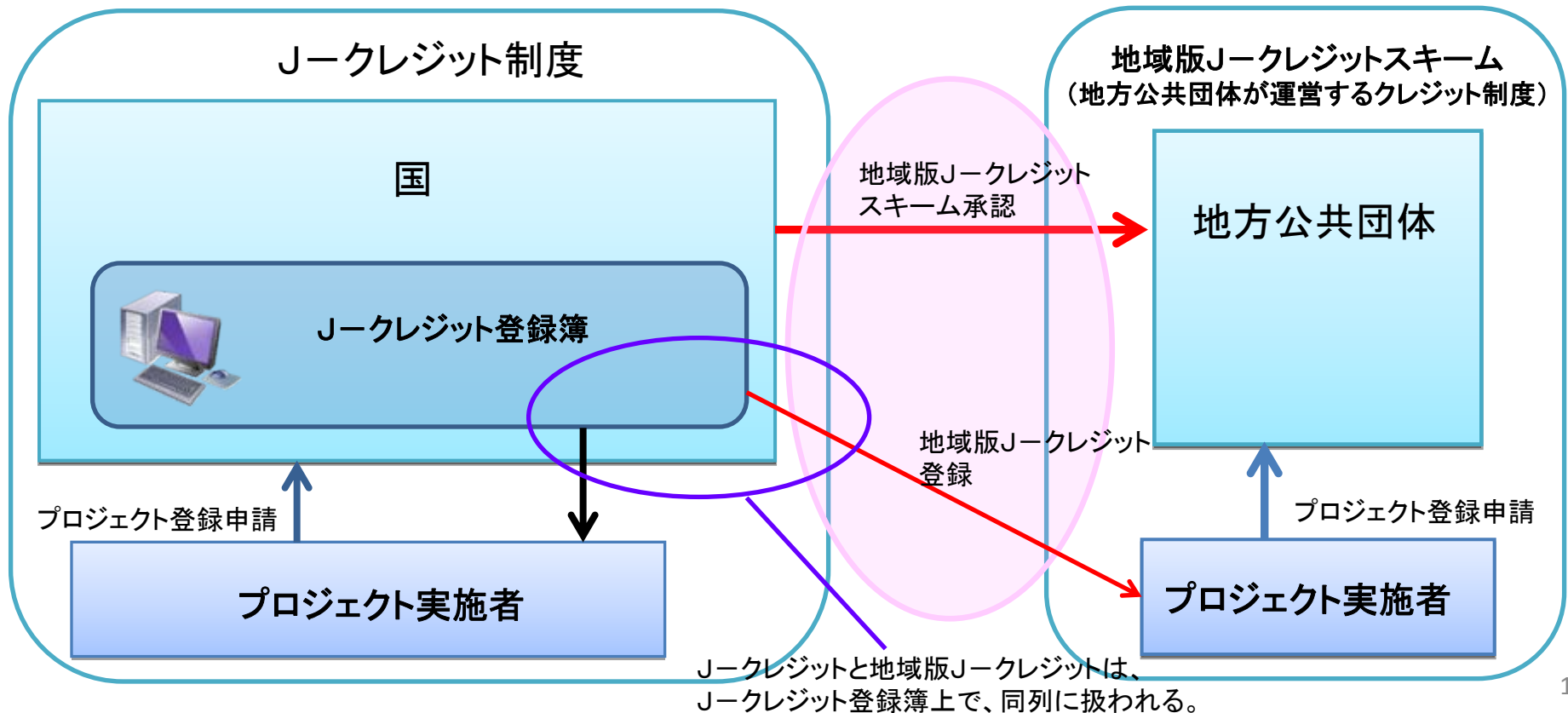
- これまでの両制度での使い道は維持する。
- プロジェクト実施者の属性やプロジェクトの種類によって活用先に制限がある場合がある。

		低炭素社会 実行計画	カーボン・ オフセット	温対法	省エネ法
排出削減 プロジェクト	低炭素社会 実行計画 参加者	×	○	○	○(省エネ案 件のみ)
	低炭素社会 実行計画 非参加者	○	○	○	○(省エネ案 件のみ)
森林管理 プロジェクト	低炭素社会 実行計画 参加者	×(※)	○	○	×
	低炭素社会 実行計画 非参加者	×(※)	○	○	×

※京都議定書目標達成計画の後継計画において、森林吸収量と低炭素社会実行計画について現行計画と同様の整理がなされた場合

地域版J-クレジットスキーム

- 温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する地方公共団体の制度について、本制度への承認申請に対して、運営委員会の審議を踏まえ、制度管理者が「地域版J-クレジットスキーム」として承認する仕組みを設けている。
- 単一の自治体だけでなく、複数の自治体による広域化も可能
- 承認スキームのプロジェクト登録・認証状況を確認するため、制度事務局が年1回以上実地確認等を行う
- 創出されたクレジットは、J-クレジットと同列にJ-クレジット登録簿に登録される。



・プロジェクトの継続について

✓両制度において承認・登録を受けていた事業・プロジェクトは、モニタリングを開始した日から8年間は、両制度のルールに基づいて事業・プロジェクトを継続することができる。

✓継続するためには、「移行届」の提出が必要。

✓8年間経過後は、最新の制度文書に従って、プロジェクトの更新の申請を行い、改めてプロジェクト登録を行うことで、J-クレジット制度においても引き続きプロジェクト実施者となることができる。

※ただし、ベースラインは新設プロジェクトの設定方法に従う。

・プロジェクト開始日の特例

✓プロジェクト開始日の要件は、2013年4月1日以降であるが、2012年度中に排出削減に資する取組を開始していて、いずれの制度においても承認又は登録されていない事業は、2013年度中に限り、J-クレジット制度のプロジェクトとして登録申請を行える。

現行プロジェクトの移行措置

2013年4月
新制度開始

2013年度上半期をめぐり
現行の認証委員会終了

一定期間終了
(プロジェクトにより差異)

現行プロジェクト

削減・吸収プロジェクトの実施

2013年3月31日までの
削減・吸収量モニタリング、
検証、認証、クレジット発行

発行される
クレジットは
「現行のクレジット(国内
クレジットまたはJ-VER)」

一定期間

移行届

登録された
現行プロジェクトの
まま実施可能

発行される
クレジットは
「J-クレジット」

一定期間終了後も
プロジェクトの
継続を希望する場合

J-クレジット
制度プロジェクト
更新申請

プロジェクトの更新
申請を行ったJ-ク
レジット制度のプロ
ジェクト
(妥当性確認必要)

・制度の終期

✓J-クレジット制度の終期は、2020年度末とする。

・クレジットの有効期限

✓国内クレジット制度及びJ-VER制度において、すでに認証されているクレジットの有効期限は、2020年度末とする。

✓活用先は、認証された制度のルールに基づく。

✓J-クレジット制度において創出されたクレジットの有効期限は、今後検討。

- これまで両制度において行ってきたソフト支援(プロジェクト計画書作成支援、審査費用支援等)は、引き続き行う予定。
- ただし、条件等は変更の可能性あり。

◆J-クレジット登録簿システム

✓国内クレジット制度及びJ-VER制度のクレジットも引き継いだJ-クレジット登録簿システムを構築する。
(稼働開始は平成25年度下半期を想定)

